

個人住民税

(県民税・市町村民税)

特別徴収の事務手引き

島根県と県内すべての市町村は、
2019年度から個人住民税の給与から
の特別徴収(天引き)を徹底します！



島根県観光キャラクター「しまねっこ」

島観連許諾第5100号

平成30(2018)年1月

(令和8(2026)年3月 一部修正)

島根県内全市町村・島根県

目 次

個人住民税について	2
個人住民税の特別徴収のしくみ	2
1 給与支払報告書の提出	3
2 特別徴収義務者の指定	7
3 特別徴収の対象になる従業員	7
4 特別徴収税額の通知	7
5 特別徴収税額の天引き	8
6 特別徴収税額の納入	8
7 特別徴収税額に変更があった場合	8
8 従業員が退職等で異動した場合の手續	9
9 異動届出書の提出	10
10 異動翌月以降の特別徴収税額の一括徴収	10
11 新たに特別徴収する場合（普通徴収からの切替）	10
12 事業主（特別徴収義務者）の所在地等に変更があった場合	11
13 退職手当等に係る個人住民税の特別徴収	11
e L T A X（エルタックス／電子申告）について	12
県・県内市町村お問い合わせ先	13
個人住民税の特別徴収（給与天引き）に関するQ&A	別冊

個人住民税について

県や市町村などの地方公共団体は、私たちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・教育・消防・ごみ・公園・道路等日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

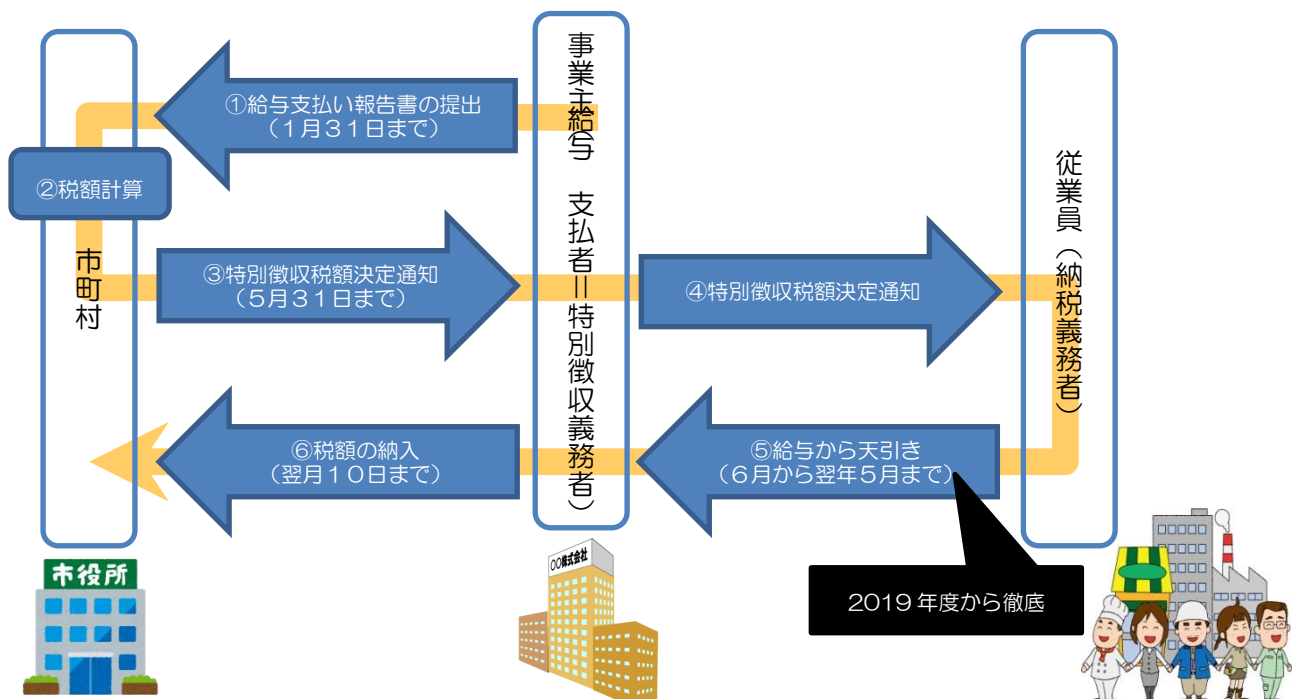
個人住民税は、私たちの日常生活に身近な関わりを持つ仕事のための費用を、住民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、言えば住民として暮らしていくために負担しなければならない会費のようなものとも言えます。

個人住民税とは、市町村内に住所を有する個人に課税される県民税及び市町村民税をあわせたもので、一括して市町村が課税し徴収しています。

個人住民税の特別徴収のしくみ

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収義務者である事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員（納税義務者）の住所地の市町村へ納入していただく制度で、法令で義務付けられています。（地方税法第 321 条の 4）

特別徴収による納税の流れ



1 給与支払報告書の提出

1月1日現在において所得税の源泉徴収義務者である事業主（給与支払者）は、個人・法人を問わず、原則、前年中に給与（給料・賃金、賞与、俸給など）を支払ったすべての者（給与所得者）について、給与所得者が1月1日時点でお住まいの市町村長に提出しなければならないとされています。（地方税法第317条の6）

◎ 退職者、短期雇用者、アルバイト、パート、役員など給与をお支払いになったすべての方について給与支払報告書を提出していただくようお願いします。

なお、給与支払報告書の提出の際はぜひeL TAXをご利用ください（13ページ参照）。

（1）提出先市町村

給与支払報告書は、給与所得者（従業員等）の給与を支払った年の翌年1月1日現在における住所地の各市町村に提出してください。

中途退職者につきましては、退職時の住所地の各市町村に提出をお願いします。

（2）提出対象者

前年中1月から12月までに給与等を支払った方全員について、提出してください。

※ 給与支払額が2,000万円を超え年末調整を行わない方や、個人で税務署へ確定申告をされる方についても給与支払報告書の提出が必要です。

（3）提出期限

給与支払報告書の提出期限は、毎年1月31日です。

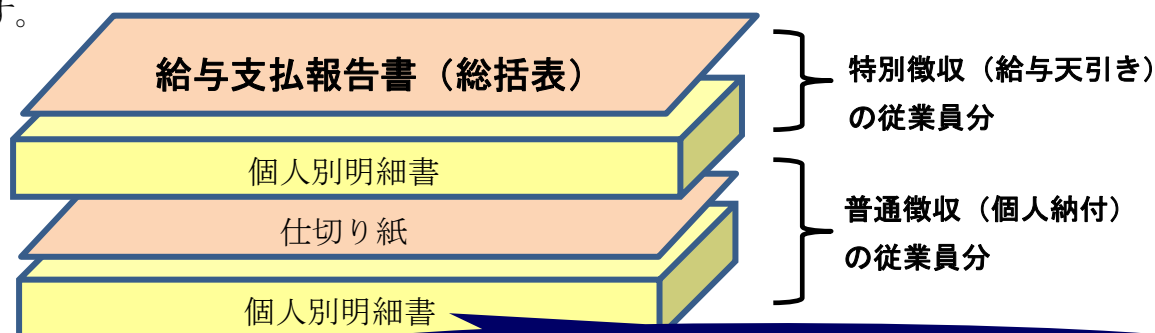
受付は、随時行っております。期限直前は混み合いますので、早めの提出にご協力ください。

（4）県内市町村の提出先及び問い合わせ先

15ページを参照してください。

<給与支払報告書のつづり方>

給与支払報告書の提出については、下記のとおり仕分けていただくようお願いいたします。



摘要欄に普通徴収該当理由（記号又は略語）を必ず記入ください！

ただし、記号「B」の乙欄該当者や記号「F」の退職者の場合は、個人別明細書の該当箇所に記載があれば、摘要欄への普通徴収該当理由の記入を省略することができます。

<給与支払報告書（総括表）の記入について>

各市町村のホームページでも様式をダウンロードできます。ホームページアドレスは14ページを参照してください。

給与支払報告書（総括表） <市町村によって様式が異なります>

給与支払報告書（総括表）

種 別		整理番号			
※	※	※	※	※	※
年 月 日提出		平成 年 月分から 月分まで			
給与の支払期間		給与支払者の個人番号又は法人番号			
フリガナ		提出区分		年間区分	
給与支払者の氏名又は名称		事業種目		受給者総人員	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		報告人員		人	
フリガナ		報告人員のうち退職者人員		人	
同上の所在地		所属課名		税務署	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		給与の支払方法及びその期日			
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号		氏名 (電話)		(所在地)	
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関		(名称)			

第十七号様式（用紙日本工業規格A5）（第十條関係）

◆受給者総人員

給与を支払った年の翌年1月1日現在で給与の支払を受けている者の総人員（前年中の退職者を除く）を記入してください。

島根県外の受給者も含めた総人員になります。

◆報告人員

各市町村への給与支払報告書を提出する人員（退職者を含む）を延べ人数で記入してください。

個人別明細書の枚数と報告人員の数が一致するか確認してください。

◆訂正が生じた場合

提出後に内容の訂正が生じた場合は、総括表及び個人別明細書の摘要欄に「訂正分」と朱書きして、再度提出してください。

<普通徴収切替理由について>

次のA～Gの特別徴収できない理由に該当する方がいる場合は、必ず普通徴収切替理由書に人数を記入し、個人別明細書の摘要欄に特別徴収できない理由の記号（又は略語）を記入してご提出ください。

個人別明細書摘要欄に「記号」又は「略語」の記載がない場合は、すべて特別徴収として取り扱います。ただし、記号「B」の乙欄該当者や記号「F」の退職者の場合は、個人別明細書の該当箇所に記載があれば、摘要欄への普通徴収該当理由の記入を省略することができます。

<特別徴収できない理由（普通徴収切替理由）>

記号	理由	内容	略語
A	受給者総人員が2名以下	給与を支払った年の翌年1月1日現在において、他の市町村の受給者も含めた総人員（下記B～Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）が2名以下	2名以下
B	他の事業所で特別徴収の方	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）【給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。】	他特徴
C	毎月の給与支払額が少額で特徴できない方	毎月の給与支払額が少額で、個人住民税の月割額が給与天引きできない方	少額
D	毎月給与の支給がない方	給与の支払いが2か月に1回や年間4回など、不規則である方（アルバイト、パート、役員についても、毎月支給がある方は特別徴収となります。）	不定期
E	個人事業主の事業専従者	青色・白色申告を行う個人事業主から給与の支払いを受ける同一生計の親族の方は当分の間は普通徴収できることとしています。	専従者
F	退職者又は退職予定者（5月31日まで）	退職された方又は5月31日までに退職予定の方（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）	退職者
G	電算システムの改修が必要な事業所	特別徴収実施のための電算システム改修が必要な事業者（規模の大きい事業者で特別徴収をするため電算システムの改修等が必要となる場合、改修等に要する期間を聴取の上、働きかけから3年を目途に特別徴収の開始を猶予します。）	システム

普通徴収切替理由書<市町村によって様式が異なります>

普通徴収切替理由書

年 月 日提出

市町村名		指定番号	
特別徴収義務者名			

記号	略語	普通徴収切替理由	人数
A	2名以下	受給総人員(下記B～F該当者を除いた合計)が2名以下の事業所	人
B	他特徴	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)	1人
C	少額	毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方	3人
D	不定期	給与が毎月支給されていない方(不定期受給)	人
E	専従者	専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)	1人
F	退職者	退職された方又は5月31日までに退職予定の方(休職者を含む)	人
G	システム	特別徴収実施のために電算システムの改修が必要	人
普通徴収対象者合計人数			5人

普通徴収（個人納付）となる理由（A～G）ごとの人数を記入してください。

給与支払報告書（個人別明細書）＜記入例＞

○ 給与支払報告書（個人別明細書）

※										※ 種 別										※ 支 払 金 額										※ 給 与 所 得 控 除 後 の 金 額										※ 再 得 控 除 の 額 の 合 計 額										※ 源 泉 徴 収 税 額									
※ 区分										※ 受給者番号 000-00000123										※ 個人番号 012345678912										※ 職名 課長										※ 氏名 (フリガナ) シマネ タロウ 島根 太郎																			
住所 松江市殿町☆一☆一☆										種 別 給与等										支 払 金 額 内 千 円 8435100										給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 千 円 6391590										再 得 控 除 の 額 の 合 計 額 千 円 3180000										源 泉 徴 収 税 額 千 円 0									
控除対象配偶者 有 配偶者 老人										配偶者特別控除の額 千 円										控除対象扶養親族の人数 (配偶者を除く) 特 定 人 従 人 従 人 其 他 人 従 人 人 従 人										16歳未満扶養親族の人数 人 従 人										障害者の数 (本人を除く) 特 別 人 従 人 其 他 人 従 人										非居住者である親族の人数 人									
社会保険料等の金額 千 円 360000										生命保険料の控除額 千 円 120000										地震保険料の控除額 千 円 50000										住宅借入金等特別控除の額 千 円 223600																													
(摘要) 「F」又は「退職者」 ←										普通徴収の理由を各従業員の給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に記入してください。 <例> 「F」又は「退職者」										前職：有限会社 ○×商店 年3月30日退職										支払金額：2,500,000円 社会保険料100,000円 源泉徴収税額：23,100円																													
新生命保険料の金額 千 円										旧生命保険料の金額 千 円 150,000										介護医療保険料の金額 千 円 95,000										新個人年金保険料の金額 千 円 120,000										旧個人年金保険料の金額 千 円																			
住宅借入金等特別控除の内訳										住宅借入金等特別控除適用数 1										居住開始年月日 (1回目) 年 月 日 25 5 25										住宅借入金等特別控除区分(1回目)										住宅借入金等年末残高(1回目)																			
住宅借入金等特別控除の内訳										住宅借入金等特別控除可能額 千 円 300,000										居住開始年月日 (2回目) 年 月 日										住宅借入金等特別控除区分(2回目)										住宅借入金等年末残高(2回目)																			
控除対象配偶者 (フリガナ) シマネ ハナコ										氏名 島根 花子										配偶者番号 012345678913										国民年金保険料等の金額 千 円 470,000										旧長期障害保険料の金額 千 円 120,000										旧長期障害保険料の金額 千 円 20,000									
控除対象扶養親族 1 (フリガナ) シマネ イチロウ										氏名 島根 一郎										個人番号 012345678914										16歳未満の扶養親族 (フリガナ) シマネ シロウ										氏名 島根 四郎										個人番号 012345678917									
控除対象扶養親族 2 (フリガナ) シマネ ジロウ										氏名 島根 次郎										個人番号 012345678915										控除対象扶養親族 3 (フリガナ) シマネ サブロウ										氏名 島根 三郎										個人番号 012345678916									
控除対象扶養親族 4 (フリガナ)										氏名										個人番号										控除対象扶養親族 5 (フリガナ)										氏名										個人番号									
未成年者 死 亡 災 害 乙 本人が障害者 尊 厳 特 殊 勤 労 学 生										中 途 就 ・ 退 職										受 給 者 生 年 月 日																																							
就 職 退 職 年 月 日 時 分										大 昭 平 年 月 日																																																	
○										4 1										○										56 5 5																													
支 払 者 個人番号又は法人番号 9876543219876 (右端で記載してください)										住所(居所)又は所在地 松江市末次町☆一☆一☆										氏名又は名称 有限会社 ■●商店 (電話) 0852-22-0000																																							

第十七号様式別表 (用紙日本工業規格 A 5) (第十条関係)

※ e L T A X又は光ディスクにより給与支払報告書を提出する場合は、13ページをご覧ください。
 e L T A X又は光ディスクで提出する場合も、同様に個人別明細書の摘要欄に5ページの普通徴収切替理由を入力し、「普通徴収」欄にチェックしてください。
 e L T A X又は光ディスクによる提出の場合のみ理由書の提出は不要です。

2 特別徴収義務者の指定

従業員に給与の支払をする事業主（給与支払者）のうち、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、市町村から特別徴収義務者として指定され、従業員の個人住民税を特別徴収（給与天引き）していただくこととなります。

（地方税法第 321 条の 4 及び第 328 条の 5 第 1 項）

事業主や従業員の希望で、特別徴収（給与天引き）か、普通徴収（個人納付）かを選択することはできません。

＜普通徴収（個人納付）とは＞

徴税吏員（市町村長もしくはその委任を受けた市町村職員）が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することをいいます。納期は、6月、8月、10月、12月又は1月において、市町村の条例により定めています。

3 特別徴収の対象になる従業員

前年中（1月1日～12月31日）に給与の支払いを受けており、翌年4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている方。

（注1）パート、アルバイト、役員等を含むすべての従業員から特別徴収（給与天引き）する必要があります。

（注2）前年中に他の事業主から給与の支払を受けた方も、4月1日に在職する場合は特別徴収（給与天引き）が必要です。

4 特別徴収税額の通知

市町村は、特別徴収義務者である事業主（給与支払者）に毎年5月31日までに「給与と所得等に係る市（町・村）民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」等を送付します。

○特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収義務者である事業主（給与支払者）の納入すべき特別徴収税額の月別合計金額が記載してあります。

従業員（納税義務者）の特別徴収税額の明細を記載していますので、5年間大切に保管してください。

○特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

従業員（納税義務者）に個人住民税の特別徴収税額を通知するためのものです。個人のプライバシーに関するものですので、その取扱いに際しては、細心の注意を払うことにご留意ください。

○納入書（月毎に1枚、計12枚） ※ 枚数等は市町村により異なります。

○特別徴収関係書類（しおり、手引きなど市町村ごとに名称は異なります。）

5 特別徴収税額为天引き

「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に、各従業員（納税義務者）の特別徴収税額が記載されていますので、6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与の支払の際に当該月分の月割額を天引きしてください。なお、月割額（初回）は、端数処理や均等割額以下の取り扱いにより、他の月分の月割額と異なることがあります。

6 特別徴収税額の納入

特別徴収（給与天引き）した個人住民税の月割額の合計額は、徴収した月の翌月10日までに「地方税共通納税システム（eLTAX）」による電子納付や、「納入書」により金融機関窓口等で納入してください。ただし、翌月10日が土・日曜日、又は祝日の場合は、その翌日が納期限となります。（地方税法321条の5）

なお、中国5県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、各市町村で発行する「郵便局指定通知書」が必要になります。

納期の特例（年2回の納入）

給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所は、申請により市町村長の承認を受けることにより、毎月の納入から年2回（6月から11月までの分を12月10日までに、12月から翌年5月までの分を6月10日までに）の納入に変更することができます。（地方税法321条の5の2）

※「常時10人未満」かどうかは、繁忙期など一時的に雇用する者を除く従業員の数で判断します。

※この特例は納期に関する特例になりますので、従業員の方の給与からは毎月天引きしてください。

※当該市町村の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。

※承認後、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければなりません。

※納期の特例申請書の様式については、各市町村にお問い合わせください。

7 特別徴収税額に変更があった場合

特別徴収税額を通知した後、従業員（納税義務者）による期限後申告や事業主（特別徴収義務者）による給与支払報告書の訂正等により税額に変更が生じたときは「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」により、変更後の特別徴収税額を通知します。この場合は変更後の通知書によって以後の月割額を天引きの上、納入してください。

8 従業員が退職等で異動した場合の手続

従業員（納税義務者）が退職・転勤等により、給与の支払を受けなくなった場合は、次の手続が必要です。

異動事由 時期 手続等	退職・休職など		転勤 (転職含む)
	6月1日～12月31日 の異動	1月1日～4月30日 の異動(※)	
異動届出書 の提出 P10の9参照	異動した月の翌月10日まで 異動届出書様式のうち、「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄、「控除 社会保険料額」欄、「一括徴収」欄にも必要事項をご記入ください。		
		毎年1月1日以後に他市 町村へ転出した場合は、 転出先住所地の市町村へ も異動届出書を提出してく ださい。	転勤先の給与担当者に連 絡の上、「新しい給与支払 者(特別徴収義務者)」欄 に転勤先を記入してくださ い。
異動翌月以降 の月割額の 天引き方法	退職者からの申出 がない場合は 天引き不要 (普通徴収に切り替え) 従業員(納税義務者)に 改めて通知し、従業員 (納税義務者)に直接納 付していただきます。	退職時に一括徴収 P10の10参照 給与又は退職手当等 の支払の際に一括して 天引きしていただきま す。	転勤先にて 特別徴収を継続 転勤先の事業主(給 与支払者)において、 引き続き、天引きを していただきます。
	従業員(納税義務者)の申 し出があれば、一括徴収し てください。	退職後、5月31日までに 支払予定の給与及び退職 手当等の合計額を超える 残税額がある場合に限り、 普通徴収(個人納付)への 切り替えとなります。	<u>転勤先の事業主(給与支 払者)に必ず月割額及び 何月分から天引きするか 等を連絡してください。</u>
退職手当等 に対する税額	退職手当等の支払の際に天引きして、退職した年の1月1日現在 に従業員(納税義務者)が居住する市町村に納入(天引きした翌 月10日まで)		

(※)5月1日から5月31日までの間に異動された場合も、異動届出書の提出が必要となります。

ご注意

異動届出書の提出がないと、特別徴収義務者である事業主(給与支払者)の特別徴収義務は継続され、納入がない場合は、督促状等をお送りすることがありますのでご注意ください。

9 異動届出書の提出

従業員（納税義務者）が退職、休職、転勤等により給与の支払いを受けなくなった場合は、特別徴収義務者である事業主（給与支払者）は「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに各市町村へ提出しなければなりません。（地方税法施行規則第9条の5）

この届出書の提出が遅れますと、従業員（納税義務者）本人への納税通知書の送付が遅れ、一度に多額の税額を納付しなければならなくなり、また、事業主（特別徴収義務者）あてに督促状等をお送りする恐れがありますのでご注意ください。

10 異動翌月以降の特別徴収税額の一括徴収

従業員（納税義務者）が退職、休職、転勤等により給与の支払いを受けなくなった場合は、次のとおり異動翌月以降の月割額の未徴収税額を、給与又は退職手当等からまとめて天引きしていただきます。

（注）死亡退職の場合や、未徴収税額が5月31日までの給与・退職手当等の合計額を超える場合は、一括徴収ができません。なお、一括徴収制度は、退職後の納税の負担等を考慮して設けられた制度ですので、趣旨をご理解いただき、従業員（納税義務者）には一括徴収を勧奨していただきますようご協力をお願いします。

① 6月1日から12月31日までの異動の場合

従業員（納税義務者）からの申出がある場合は、未徴収税額をまとめて給与から天引きしていただきます。

② 1月1日から4月30日までの異動の場合

従業員（納税義務者）からの申し出にかかわらず、未徴収税額をまとめて給与から天引きしていただきます。

一括徴収された税額は、翌月10日までに、他の従業員（納税義務者）の特別徴収税額とあわせて納入していただきます。

11 新たに特別徴収する場合（普通徴収からの切替）

毎年4月1日現在の在職者は特別徴収が義務付けられていますが、4月2日以後に雇用された従業員についても、年度途中で特別徴収に切り替えることができます。

特別徴収に切り替える場合には、「市町村民税・県民税 給与所得等に係る特別徴収への切替申出書」をご提出ください。

12 事業主（特別徴収義務者）の所在地等に変更があった場合

事業主（特別徴収義務者）の所在地等に変更があった場合には、「特別徴収義務者所在地・名称変更等届出書」（様式は各市町村により異なります。）をご提出ください。

13 退職手当等に係る個人住民税の特別徴収

退職手当等に関する個人住民税は、所得税と同様に他の所得とは分離して計算し、所得税の源泉徴収とあわせて、退職手当等から天引きし、納入していただきます。

納入していただく市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所地の市町村です。

<退職所得に係る住民税額の計算方法>

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

1 退職所得の金額

(1) 退職所得の金額 = (退職手当等の支払額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 (※1)
(1, 000円未満の端数切り捨て)

(2) 退職所得控除額の計算 (※2)

① 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

② 勤続年数が20年を越える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※1 勤続年数5年以内の法人役員等については「1 / 2」は適用されません。

※2 退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することになり退職した場合は、上記①又は②の金額に100万円を加算した金額が控除されます。

2 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、市町村民税：6%と県民税：4%を適用して計算します。

※ 特別徴収すべき税額に、100円未満の端数がある場合は、それぞれの端数を切り捨てます。

3 納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額など所要事項を退職所得に係る「市町村民税・道府県民税納入申告書」（市町村により様式は異なります。）に記載し、その申告書を徴収した月の翌月10日までに、それぞれの市町村長に提出し、申告した税額を同日までに市役所・町村役場、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

< e L T A X (エルタックス／電子申告) について >

給与支払報告書の提出は e L T A X (エルタックス／電子申告) をご利用ください。

平成 2 6 (2014) 年 1 月 1 日以降に提出する給与支払報告書について、税務署への源泉徴収票を e - T A X 又は光ディスク等による提出が義務付けられた事業所については、市区町村に提出する給与支払報告書の提出についても、 e L T A X 又は光ディスク等により提出することが義務付けられました。

< e L T A X による提出 >

e L T A X (地方税ポータルシステム) を利用し、インターネットを通じて給与支払報告書等を提出する場合は事前の準備と登録等の手続きが必要です。

○ e L T A X に関する問い合わせ先

電話 0 5 7 0 - 0 8 1 - 4 5 9 ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

< 電子データによる提出時のお願い >

○ 提出の際は、なるべく早めの提出にご協力ください。

(データ不備の場合、再提出をお願いする場合がございます。)

○ e L T A X 又は光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合、普通徴収切替理由書の提出は省略できますが、特別徴収できない方については、お使いの法定調書作成ソフトで住民税徴収方法を「普通徴収」で登録し、必ず、摘要の項目に該当する記号 (A ~ G) 又は略語 (5 ページの普通徴収切替理由書の記載内容を参照) を入力いただきますようお願いいたします。記号又は略語の入力がない場合は、特別徴収対象者として取り扱います。

< 参考 > P C d e s k (e L T A X 対応無料ソフトウェア) を使用した場合の個人別明細書の入力画面 (例)

The screenshot shows a software interface for entering tax data. The window title is '別表 GND08010 4.02.2015.227 R0502AB120'. The main form is titled '通常編集' (Normal Edit). It contains various input fields for taxpayer information, including name, address, and employment status. A specific field is labeled 'D 又は不定期' (D or Irregular), and a blue callout box points to it with the text '両方の欄に記載がないと、普通徴収として取り扱われません' (If both fields are not filled, it will be treated as ordinary collection). Another callout box points to the '普通徴収' (Ordinary Collection) checkbox, which is checked with a red checkmark. The bottom of the screen shows navigation buttons like '表示されている別表を印刷する' (Print the displayed schedule), '1 / 1', '前頁' (Previous page), '次頁' (Next page), '別表の作成を終了する' (End the creation of the schedule), and '閉じる' (Close).

※ご使用されている法定調書作成ソフトによって、画面は異なります。

<県・県内市町村お問い合わせ先>

この取組（2019年度からの個人住民税の特別徴収の県内一斉実施）に関するお問い合わせ先		
担当課	電話番号	所在地
島根県総務部税務課納税係	0852-22-6830	〒690-8501 松江市殿町1

個人住民税の具体的な手続に関するお問い合わせ先（各市町村 住民税担当課）			
市町村名	担当課	電話番号	所在地
松江市	市民税課	0852-55-5151	〒690-8540 松江市末次町86
浜田市	税務課	0855-25-9232	〒697-8501 浜田市殿町1
出雲市	市民税課	0853-21-6898	〒693-8530 出雲市今市町70
益田市	税務課	0856-31-0609	〒698-8650 益田市常盤町1-1
大田市	税務課	0854-83-8022	〒694-0064 大田市大田町大田口1111
安来市	税務課	0854-23-3041	〒692-8686 安来市安来町878-2
江津市	税務課	0855-52-7931	〒695-8501 江津市江津町1525
雲南市	税務課	0854-40-1034	〒699-1392 雲南市木次町里方521-1
奥出雲町	税務課	0854-52-2671	〒699-1832 仁多郡奥出雲町横田1037
飯南町	住民課	0854-76-2213	〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名880
川本町	町民生活課	0855-72-0632	〒696-8501 邑智郡川本町大字川本271-3
美郷町	住民課	0855-75-1213	〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵168
邑南町	税務課	0855-95-1193	〒696-0192 邑智郡邑南町矢上6000
津和野町	税務住民課	0856-74-0069	〒699-5292 鹿足郡津和野町日原54-25
吉賀町	税務住民課	0856-77-1113	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市750
海士町	住民生活課	08514-2-0858	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490
西ノ島町	町民課	08514-6-0103	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町大字浦郷534
知夫村	総務課	08514-8-2211	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065
隠岐の島町	税務課	08512-2-8574	〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町城北町1

<個人住民税の特別徴収（給与天引き）に関するQ & A>

島根県ホームページをご覧ください。

http://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/oshirase/kyuuyo_tokutyu.html

島根県 特別徴収

検索



平成30(2018)年1月発行